

ステップアップオフィス事業（知的・精神障がい者チャレンジ雇用）

障がい者支援課

1 事業の趣旨・目的

中央省庁を端緒とする障害者雇用率の水増し問題に関し、当県でも知事部局及び県警において誤算定による雇用障がい者数の過大計上があったことが明らかになり、平成 30 年度の実雇用率は地方公共団体の法定雇用率 2.5%に対して実雇用率は 2.22%と下回った。

障がい者雇用を推進すべき立場にある県として、既存の知的・精神障がい者チャレンジ雇用事業の拡充によって一層積極的に障がい者雇用に取り組む必要があるとともに、障がい者という多様な個性を持つ人材が活躍できる職場環境作りに努めなければならない。

本事業は、事業内で雇用し県組織で働く障がい当事者がその経験を通じて一般企業等への就職にステップアップしていくと同時に、県組織（職場）が障がい者をはじめとする多様な人材を活かせる環境にステップアップしていくことを目的として実施する。

2 障がい者雇用の推進における県の役割・使命

(1) 事業主としての立場

県は、障がい者の就業意識の高揚や社会の要請に基づき、地域社会の一員として、障がい者雇用の促進・安定化を図るため、県職員としての採用に取り組む責務がある。

* 障害者の雇用の促進等に関する法律等（平成 30 年 4 月から）

地方公共団体の法定雇用率の引き上げ 2.3% → 2.5%

さらに平成 33 年度までに 2.6%まで引き上げ（平成 30 年 4 月改正の経過措置）

* 県における障がい者雇用の現状

身体障がい者は正規職員として採用。一方、知的・精神障がい者は、職場への適応性・業務実施や長期勤務の安定性に課題があることから、非常勤職員（雇用期間が 1 年未満）として採用しているが、雇用に対する社会的要請は、身体障がい者同様、非常に強い。

(2) 公的機関としての役割

障がい者雇用の促進を図るため障がい者本人や事業主等へ支援等必要な施策を総合的に進めるとともに、障がい者の雇用を通じて、多様な人材が活躍できるインクルーシブな組織運営のモデルを構築、提示していく必要がある。

3 障がい者雇用のこれまでの経緯（チャレンジ雇用の実施）

知的・精神障がい者の雇用については、非常勤職員として平成 19 年度の 1 名の採用から順次拡大し、平成 25 年度から現体制に移行し平成 30 年度は 7 名を任用した。

* 効果

・事業主としての雇用の責務に加え、県での就業後、ホテル内売店や製造業など、正規職員に結びついていく実績があり、「経験を積めば一般就労に繋がる」段階の当事者にとっては有効な事業となっている。

（H19～H30. 10 月の間で 45 人採用し、18 人が民間企業に就労。H25 からの現行制度下では 21 人中 10 人。）

* 障がい者雇用の拡大の必要性（現行の課題認識から）

・障がい者の県職員としての雇用や複数年雇用については、毎年、県民や団体から要望が寄せられている。

・複数年の雇用については、法定雇用率に算入することが可能となり、県として事業主の果たす役割をしっかりと示すことができる。

4 平成 31 年度の展開

障害者雇用率の誤算定と雇用数の不足を受け、県機関における障がい者雇用の取組みは、障がい当事者を含む県民、県内企業から一層厳しい視線が向けられており、特に正規採用がない知的・精神障がい者の雇用は拡大して取組む必要がある。

このため、平成 31 年度は採用人数を 20 人まで拡大し、知的・精神障がい者の雇用経験がない所属を中心に実施所属を拡大する。また、身分を行政事務嘱託員とし、週 30 時間勤務を原則とする。

他方、数の問題に終始せず、個々の雇用の質を担保しながら県組織が障がい者をはじめとする多様な個性の人材を活用できるインクルーシブな環境を形成していくため、事業全体について外部有識者から助言を受けられるようにした上で、採用所属自体の支援能力の向上や個々の採用におけるより丁寧な橋渡しの実現を図っていくため、支援担当の行政事務嘱託員の増員を図る。

行政嘱託職員は、1 名は人事課、1 名は障がい者支援課に配置して県庁内の障がい者職員の個別支援と知事部局全体の障がい者雇用の総括、強化業務を行い、10 名は各地域振興局等に配置の上、圏域内で県組織（教育委員会を含む）に採用された障がい者職員の個別支援業務を担う。

【平成 31 年度の雇用形態】(案)

- ・雇用対象者：知的・精神障がい者（原則、障害者手帳所持者を対象）
- ・身分等：行政事務嘱託員（原則として 1 日 6 時間、週 5 日の勤務を行う者）
- ・雇用期間：単年度（翌年度再雇用有。最長 3 年間）
- ・業務内容：事務補助及び軽作業等
- ・採用数等：20 名（配置予定所属：県庁 10 名、現地機関（単独現地機関を含む）10 名）
- ・支援体制：県庁及び現地機関に「ステップアップオフィス推進員（仮称）」（行政嘱託）を 12 名配置する。

5 現在の状況

平成 31 年 2 月より順次募集を開始し、令和元年 6 月 1 日までに 2 年目以降の再度雇用職員を含み 19 人（県庁 9 人、現地機関 10 人。障がい種別の内訳につき知的 2、知的と精神の重複 1、精神 15、身体 1）のチャレンジ雇用職員を任用した。

なお、7 月 17 日時点で、19 人中 2 人が退職（うち 1 人は自己都合、1 人はステップアップによる転職のため）し、17 人を任用している。

障がい者活躍サポーターについては、8 人（県庁 2、現地機関 6）を任用しており、未配置の所属については継続してサポーターの募集を行うとともに、障がい者支援課においてチャレンジ雇用職員、配置所属の職員を含めた定期面談を実施する等の取組を行いながらチャレンジ雇用に取り組んでいる。